

安城市自治基本条例策定審議会 議事要旨

- ・ 日程 平成20年2月4日(月)午後1時30分～午後3時30分
- ・ 場所 安城市役所 本庁舎3階 第10会議室
- ・ 出席者
 - (1)委員 安藤 幹彦、伊藤 明、大参 斌、加藤 泰司、杉本 汎平、
太田 克子、神谷 輝幸、 船尾 恭代、細井 倭子、
山本 允、石川 孝文、杉浦 武雄、荻野 留美子、榊原 平、
昇 秀樹、入江 容子、神谷 和也
(欠席：鳥居 玄根、鳥居 博幸、神谷 由美子)
(敬称略)
 - (2)事務局 市長、企画部長、企画部行革・政策監、企画政策課長、
企画政策課主幹

【事務局】

みなさんこんにちは。ただ今から、第1回安城市自治基本条例策定審議会を開催いたします。最初に市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いいたします。なお、市民憲章は次第の裏面に印刷してございますのでご覧ください。

《市民憲章唱和》

【事務局】

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、市長より委嘱状の交付を行います。本来でしたら、みなさまお一人お一人にお渡しするべきではございますが、時間の都合もございますので、委員の皆様を代表いたしまして、学識経験者であります昇秀樹様に交付させていただきます。他のみなさま方には大変恐縮でございますが、お手元に委嘱状を交付してございますので、ご確認ください。

それでは、昇様よろしく申し上げます。

【市長】

委嘱状 名城大学教授 昇秀樹様

安城市自治基本条例策定審議会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、安城市自治基本条例策定審議会委員に委嘱します。

任期 自治基本条例公布の日まで。

平成20年2月4日 安城市長 神谷 学

【事務局】

続きまして、安城市長よりご挨拶申し上げます。

【市長】

どうも、みなさんこんにちは。本日は大変お忙しい中、安城市自治基本条例策定審議会にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。また、この審議会の委員をお引き受けいただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

さて、本市においてこの条例を制定しようと考えた背景には、平成12年の地方分権法改革があります。地方分権により、市町村は、国、県と対等な立場になりまして、自分たちのことは自ら責任を持って決定し、自立していくことが求められています。国と地方自治体との関係につきましては、地方自治法に規定しておりますけれども、住民の市町村行政への参画方法など、自治体が進める行政運営の基本となる事項についての定めはない状況にあります。憲法が国の基本的事項を定めた国家最高の法規範であるように、自治基本条例は自治体を構成する市民・市議会・行政が共有する基本的な理念や仕組みを定めた自治体の最高規範と考えております。

また、わたくしども安城市は、平成17年度からスタートいたしております第7次総合計画におきまして、「市民とともに育む環境首都・安城」をめざす都市像として掲げておりまして、市民が主役となる環境づくりを基本目標の一つとして、市民と行政の協働によるまちづくりを進めているところであります。

このような理由から、安城らしいまちのルールであります、自治基本条例が本市においても必要であると考えまして、昨年12月に市民会議を立ち上げ、自治基本条例の原案をつくっていくことといたしました。本市において、条例づくりに市民会議を立ち上げるということは初めての試みでありました。

そして、本日お集まりであります、審議会委員のみなさまでございますが、学識経験者、諸団体の代表のみなさま、市民会議の代表の方々、そして、市議会代表のみなさまにお集まりいただいております。みなさまには市民会議での検討経過につきまして、適時報告をさせていただきます、条例原案に対しまして、それぞれのお立場から専門的、かつ、多角的なご意見、ご助言をいただきたいと考えます。

市民・議会・行政が協働で自治基本条例をつくることがきっかけとなりまして、今後の市民協働体制の確立に繋がっていくことが、市民が誇りを持てるまち安城市になるものと思っております。これからみなさまには様々なお立場からのご助言をいただきまして、安城らしい自治基本条例をつくりあげていただくことをお願い申し上げます、私のあいさつに代えさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

【事務局】

続きまして、「安城市自治基本条例策定審議会設置要綱」につきまして、ご説明申し上げます。

【事務局】

お手元のレジュメ1ページ「安城市自治基本条例策定審議会設置要綱」をご覧ください。第2条で、この審議会が市長の諮問に応じて（仮称）安城市自治基本条例の原案の策定に関し必要な審議をし、答申していただくことを規定しています。第3条、第4条において、この審議会は20人以内で組織し、会長・副会長を各1名置くこととしています。また、会長及び副会長は委員の互選で決めることと規定しています。第5条で、委員の任期は本日から条例の公布の日までとしています。第6条で審議会は会長が招集し、採決の必要な議事に関しては出席委員の過半数で決めることを規定しています。第7条において、この審議会の庶務は企画政策課において行うことを規定しています。以上でございます。

【事務局】

それでは、初めて顔を合わせる方もみえると思いますので、自己紹介をお願いいたします。昇委員よりお願いいたします。

【委員】

名城大学の昇と申します。地方自治を専攻しております。よろしくお願いいたします。

【委員】

農業委員会から参りました安藤と申します。よろしくお願いいたします。

【委員】

安城商工会議所専務理事の大参です。よろしくお願いいたします。

【委員】

安城市社会福祉協議会の会長をしております杉本と申します。よろしくお願いいたします。

【委員】

エコネットあんじょうの会長の神谷と申します。よろしくお願いいたします。

【委員】

さんかく21安城の船尾と申します。よろしくお願いいたします。

【委員】

過日開催されました市民会議で代表に選任させていただきました杉浦でございます。よろしくお願いいたします。

【委員】

市民会議の代表の一人であります神原と申します。よろしくお願いいたします。

【委員】

同じく市民会議から出てまいりました荻野と申します。よろしく申し上げます。

【委員】

愛知大学から参りました入江と申します。昇先生と同じく地方自治を専攻しております。よろしく申し上げます。

【委員】

連合愛知三河西地域協議会から参りました伊藤と申します。よろしく申し上げます。

【委員】

社団法人安城青年会議所理事長を仰せつかっております加藤と申します。短い間になるかもしれませんが、よろしく申し上げます。

【委員】

安城市ボランティア連絡協議会の太田と申します。よろしく申し上げます。

【委員】

国際ソロプチミスト安城会長の細井と申します。よろしく申し上げます。

【委員】

市議会議長の山本でございます。よろしく申し上げます。

【委員】

安城市議会総務企画常任委員会委員長の石川でございます。よろしく申し上げます。

【委員】

安城市副市長の神谷でございます。よろしく申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。なお、本日は町内会長連絡協議会会長の鳥居玄根委員及び、あいち中央農業協同組合組合長の鳥居博幸委員、NPO おやかでのびっこ安城理事長の神谷由美子委員が他の用務と重なりまして、欠席でございますのでご報告させていただきます。続きまして、私ども事務局の自己紹介をさせていただきます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます。安城市企画部長の加藤と申します。よろしく申し上げます。

【事務局】

企画部行革・政策監の磯村と申します。よろしく申し上げます。

【事務局】

事務局を仰せつかっております、企画政策課長の浜田と申します。よろしく

お願いします。

【事務局】

同じく、企画政策課主幹の神谷と申します。よろしくお願いします。

【事務局】

続きまして、審議会設置要綱第4条により、会長及び副会長の選任をいたしたいと思います。第4条第2項により会長及び副会長は委員の互選となっております。いかが取り計らいましょうか。

【委員】

事務局一任。

【委員】

商工会議所の大参事と申します。今日は欠席のようですけれども、会長には市内の各町内会を代表しており、また市民活動についても積極的にやられている町内会長連絡協議会会長の鳥居玄根さんをお願いしたいと思います。副会長にはさんかく21・安城会長の船尾さん、船尾さんも市民活動を活発にやっておりますので、是非お願いできないかなと思います。

【事務局】

ありがとうございました。ただいま、2人の委員から、事務局一任というご意見と、商工会議所専務理事さんからは会長には鳥居町内会長連絡協議会会長に、副会長には船尾さんかく21・安城会長さんというご発言がございました。いかが取り計らいましょうか。

《意義なしの声》

【事務局】

異議なしの声がありました。よろしいでしょうか。では商工会議所専務理事さんのご意見をもとに、会長には町内会長連絡協議会会長の鳥居玄根さんに、副会長にはさんかく21・安城会長の船尾恭代さんにそれぞれご就任いただくということで、再度確認をさせていただきますがよろしいでしょうか。

《意義なしの声》

【事務局】

ありがとうございました。それでは、船尾委員に正面の副会長席にお移りいただきしたいと思います。本日は会長に就任されました鳥居委員は欠席されておりますので、審議会設置要綱第4条第4項に基づき、船尾副会長に会長職務代理をお願いいたします。それでは、船尾会長よろしく願いいたします。まず

は就任のご挨拶をお願いいたします。

【副会長】

船尾でございます。本日は何しろ会長さんがいらっしゃらないということで、大役を仰せつかってしまいまして、またご挨拶をしなければならないということで本当に緊張しております。なぜ、私がということを考えましたら、安城市は男女共同参画社会を推進するということをしておりますので、そのあらわれかなというふうに思いました。今、男女共同参画の条例も検討されており、今度、出る予定でして、そういうことも含めまして、こんなにすばらしい方々が並ぶ中で、ご挨拶させていただくのは本当に申し訳ないのですけれども、よろしくをお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。ここで、市長より審議会へ諮問をいたしますので、よろしくをお願いいたします。それでは船尾副会長、正面でお受取くださいますようよろしくをお願いいたします。

【市長】

安城市自治基本条例策定審議会会長様 安城市長 神谷学

(仮称)安城市自治基本条例について(諮問)

安城市自治基本条例策定審議会設置要綱第2条の規定により、(仮称)安城市自治基本条例の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

【事務局】

それでは、これ以降の議事の取り回しにつきましては、船尾副会長さんをお願いしたいと思います。なお、市長は他の公務が重なっておりますので、これより退席させていただきますので、よろしくをお願いいたします。また、後ほど、委員の昇先生にご講演をいただくわけですが、昇先生も講演後、他の公務がございまして、退席されますので、事前にお話させていただきます。それでは副会長さんよろしく申し上げます。

【副会長】

本日は、第1回目の審議会ということもありますので、自治基本条例とはどのようなものかということをおみんなで勉強していくということのために学識経験者の名城大学教授昇秀樹先生にご講演をお願いしたいと思います。では先生よろしくをお願いいたします。

【委員】

名城大学の昇と申します。

地方自治、行政学という学問分野の研究しております。お手元にレジュメがあるかと思いますが、私から60分ほど「自治基本条例の5W1H」ということでお話をさせていただきます。

この後、可児キャンパスで仕事がありまして、午前中は愛知県の仕事があったのですが、その関係で今日は車で参りました。

豊田東インターチェンジまでは何事もなかったのですが、そこから迷いまして、ぎりぎりになってしまいました。ただ、迷うことはそんなに悪いことばかりでもないわけですし、例えば、旧国道1号線だと思うのですが、マツ並木が残っている北の方の道を通りました。途中、明治川神社に車を止めて、地図を見ながら今ここなのだと確認しました。たぶん昔の国道だと思うのですが、マツ並木が残っていて、古い家なども結構残っていて、運転するときは混雑して大変でしたけど、景色は非常に良くて、今、景観条例などつくられるようになってきましたが、まちづくりをするときには、安城市の中ではもしかしたら良い景観のエリアとすることができるのかなと思いました。

また、地図を確認した明治川神社、これもまさに安城市だなと思いました。そもそも明治川神社ですよ。川が名前についている神社です。吉野の方に行きますと水分神社（みくまりじんじゃ）という水を分けるという神社がありますけど。また、明治川というのはもともとあった川ではないですよ。まさに名前の通り、江戸時代に発案して完成したのが明治時代、その明治用水を記念した神社ですよ。水がなかったこの台地に水が流れて、農業が盛んになって、大正・昭和くらいでしょうか、日本デンマークと言われるようになり、それがデンパークにも繋がっていくわけですよ。そういう意味で言うと、マツ並木の旧東海道、明治川神社などはある意味、安城の歴史を物語っているエリアですよ。「環境首都・安城」をめざしていらっしゃると思いますが、もしかするとそれを象徴するエリアかもしれません。「水を大事にする」、ということは「地球環境を大事にする」ということに繋がります。私は安城市民ではありませんが、昔、姉の夫が安城市のダイエーに勤めておりまして、安城市役所の近くに住んでいたものですから、その時に何度か安城市を訪れたことがあります。安城はもともと農業のまちで、そこにトヨタ関係の企業が入ってきて、現在では17万の人口を有し、農業、工業、商業のバランスの取れているまちですよ。そういう安城のまちが、かつては日本デンマークと呼ばれ、それが今のデンパークに繋がっているし、明治用水も江戸時代から始まり、現在では農業にも使われているけれども、水と緑の空間をも創出している。これは安城にしかないことですよ。オンリーワンです。安城市民が、これから21世紀の安城の何を大事

にして、安城をつくっていくのか、そのようなことを一生懸命議論してもらって、それらのエッセンスを自治基本条例に盛り込めれば、と思います。

日本全国どこでも流通するような自治基本条例をつくらうと思えば、簡単なのです。ニセコ条例、愛知県でいうと日進市の自治基本条例など、既につくっている自治体の条例を全部寄せ集めて、良いところを取ればすぐにできてしまうのです。1人だと独断になる可能性がありますので、行政法学者を3人ほど集めれば、今日中にでもつくることは可能です。つくるということだけが目的であれば、でもそれではあまり意味がありません。

安城市の人たちが安城をどのようなまちにしたいのか、そのためにはどのようなルールが必要なのか、そういうことを議論するのです。もちろん賛成の人も反対の人もいるかと思っています。

例えば自治基本条例に平和条項を入れたいという人もいます。反対だという人もいます。私は反対です。平和を愛することはすごく賛成ですけども、安城市が国防、防衛に関してできることは、ほとんどありません。全くないというわけではありませんが。自治基本条例に平和のことを書くということは、自治基本条例というのはちっとも出来もしないことを書くことなのか、理念条例なのかということになります。私はそれは反対です。基本的には安城市が、車の両輪である安城市長・安城市議会と安城市民ができること、もちろん100%できないにしても、最低5割以上はできることを書くべきだと思います。自治基本条例に書いてあることはきちんとそれができるとい担保がある、そういうものでないと空文化すると思います。しかし、例えば、安城市にできることは限られているけれども、やっぱり安城は平和を大事にするまちなのだとすることを言いたいから、やっぱり自治基本条例に入れるべきだという意見もあります。特に沖縄ではこのような考え方をしているまちは多くあります。沖縄は実際日本で唯一の陸上戦が行われたところです。現在も日本の米軍基地の75%があります。沖縄であれば、歴史的経緯を考えると、自治基本条例に平和条項を入れることは、私は反対ではありません。しかし、安城市において入れることは私は反対です。

しかし日本には思想と言論の自由がありますから、入れるべきだという意見も出てくるでしょうね。後はどちらが説得力があるか、議論して、どうしても1つに収斂したいというときは最後は多数決で決めるのです。これが民主主義のルールです。「頭をかち割るよりは多数決で決めたほうが平和でよいのではないか」というのが、自由民主主義のルールです。イギリスの国会は議論しますが、両方から剣を出して届かない長さにしてあります。要するに「殺しあうよりは、議論して多数決で決めたほうがましだ」という、歴史的経緯に鑑みて、そのようにつくってあるのです。日本では、とにかく議論を尽くして、全員が

納得するまで議論しなければならないと主張する人もいますが、これをやったら、何も決まりません。もちろん議論はすべきですけども、ある程度時間が経ったら、多数決で決めても良いのでしょうか。それを「多数の暴力」というのは自由民主主義の何たるかを分かっていないと私は感じます。議論なしで行うのはダメですよ。しかし議論を尽くして最後は多数決で決めるというのが自由民主主義だと思います。

例えば安城市で介護保険の保険料を決めますよね。2000円にするか、3000円にするか、4000円にするか、5000円にするか、いろいろな人がいますよね。議論を尽くすべきです。そして、最後に収斂しなければ、多数決で決めるというのが自由民主主義です。また、そういうことも、自治基本条例の制定過程で、原案をつくる中で、学んでいただきたいと思います。市民に賢明になってもらいたい。そのことが民主主義を成熟化させていくことだと考えます。

本論に入ります。時間の都合もありますので、「自治基本条例の5W1H」というレジュメにそって、ポイントになるところだけ、時間をかけて説明していきます。

1番のWho?誰が自治基本条例をつくるのか。当然、安城市役所(市民が選んだ市長や議員)が条例を制定しますが、場合によっては安城市民が直接、住民投票で条例を規定することもあります。これは地方自治法に書いてありますが、国にはないシステムです。地方自治体については住民発案の条例をつくるができます。そこまでいなくても、このような審議会の中に公募市民が入って議論し、それを受けて市長がまとめ、市議会に上程し、議論するというオーソドックスな方法もあります。いずれにしても、安城市の人が自分で考えてつくる。自治基本条例に関しては、安城市が日本で初めてつくるわけではないですから、先発でつくっている自治体が、どのような考え方で、どのような理由で、どのような自治基本条例をつくっているのかということ参考にしなが、安城市らしい自治基本条例ができれば良いのかなと思います。

安城市らしいの中身のところに、例えば先ほど申しました、明治用水の歴史や、日本デンマークのことが入ったほうがベターだとは思いますが、ついでに言いますと、客観的なクールな視点というのも大事です。「三大七夕まつり」というのがあります。安城市の人は、仙台、平塚、安城と言います。一宮市の人は、仙台、平塚、一宮と言います。3番目は日本全国で10以上あります。宣伝のために三大というのは結構だと思いますけれども、クールに認識して、安城は決してベスト3には入っていないのです。クールに判断して、安城らしい条例をつくってもらいたいと思います。自分たちだけで褒めあっても、あまり生産的とはいえないですから。コマーシャルとして使うということと、事実は事実と

して捉えて、客観的にみるというのは違いますからね。

皆さんには、安城の伊藤博文になっていただきたいのです。伊藤博文は日本で最初に近代的憲法をつくった人です。残念ながら、我々が使っている日本国憲法は日本人だけでつくったものではありません。そのほとんどが、アメリカ人が英語で、9日間でつくったものです。9日間でつくった割にはよくできている憲法だとは思いますが、でも残念ながら日本人が日本語でつくった憲法ではないのです。アメリカ人が英語でつくったものなのです。それを翻訳して日本国憲法として使っているのです。日本国憲法は日本人が、日本語でつくったわけではないので、例えとして出す人物が、伊藤博文になってしまうのですが、安城市がはじまって、初めて憲法をつくるのですから、そのような意味で、伊藤博文になっていただきたいのです。彼は非常に勉強しました。憲法、最高規範をつくるわけですから、片手間のボランティアではできません。意見を求められて言う分にはできると思いますよ。しかし本当に策定主体となるのであれば、一生懸命勉強していただきたいと思います。

「そもそも憲法とはどのようなものか」、「自治基本条例」とは何か。聖徳太子の17条の憲法は、憲法の種類ですけれども、「近代的意味での憲法」ではありません。近代的意味での憲法は日本では、明治憲法が初めてです。これまでの日本に存在しなかったものをつくるわけですから、非常に苦労しました。安城市において、そのような最高規範をこれからつくろうとしているのです。無茶な注文かもしれませんが、そのようなものをつくるのだという気概を持ち、努力をして、汗をかいてつくっていただきたいと思うのです。

もう一度言います。つくるだけであれば、今日1日でもつくれます。先発事例がありますから。しかしそれでは意味はありません。そういうことではなく、本当に自治体の憲法・自治基本条例にはどのような意味があって、どのような先発事例があって、具体的にこの安城の地で作るのであれば、どのようにしなければならぬのかについて、市民、市長、市長の下の部長・課長、市議会議員が汗をかいて、勉強してつくってもらいたいと思うのです。そうでなければ、本当の最高規範にはなりません。

4番目のWhat?何をつくるのかは自治基本条例ですが、ここで、自治基本条例あるいは憲法の話をししたいと思います。「自治基本条例」というのは一言で言いますと、「自治体の憲法」です。もう少し違う面から詳しく言いますと、これは元東京大学の西尾勝さんの弁ですけれども、「市の総合計画や条例より上位に位置し、これらに指針を与えるもの」、まさに憲法、最高規範ですね。分かりやすく言いますとやはり、「自治体の憲法・最高規範」と言えるでしょう。では「自治体の憲法」と言ったときの憲法とは一体何なのでしょう。特に「近代的意味での憲法」とは何なのかということこれから説明したいと思います。

レジュメに法律と憲法の違いを書きました。法律とは、例えば道路交通法など、この道路は40 km / 時以内で走りなさいなど、安城市がつくる条例もそうですけれども、国民・住民に対する命令なのです。普通の法律・条例は国民・住民に対する命令です。それに対して、憲法というのは、国民・住民に対する命令ではなく、権力主体に対する命令です。これが憲法の憲法たる所以です。日本国憲法には国民は守るべき義務はありません。総理大臣、国務大臣、国家公務員、地方公務員は守らなければならないと憲法99条に書いてあります。「近代的意味での憲法」というのはこういう意味なのです。

それは何かと言いますと、(注1)をご覧くださいなのですが、「憲法とは権力者と(憲法制定権力たる)国民・市民との約束ごと」と書きました。「憲法制定権力とは、主権者のこと」です。政治体制は主権者の数によって3つに分類されます。1つはmonarchy王制(主権者1人)、2つ目はaristocracy貴族制(少数)、3つ目はdemocracy民主制(多数)、これはもともと2つのギリシア語の複合語でdemos(国民・人民)によるkratía(支配)で、「国民・住民が、支配権を持っている政治体制」を言います。日本語で「民主主義」と訳すことも多いですが、少し誤訳で、「民主制」のほうがより正しい訳だと考えます。

戦前は1人の天皇が主権者でしたが、現在は民主制です。ギリシアはもともと王制でしたが、貴族制、民主制に移行してきます。これは軍が関係するのです。戦争の戦い方で、王様主体から徐々に貴族が馬に乗って戦うのが主力になってきます。自分たちが国の安全を守っているということで、貴族制になります。もう少し後になると、歩兵部隊、平民の部隊が軍隊の主力となります。すると、我々が国を守っているのだから、我々に投票権を与えよということになります。それでどうなったかということ、衆愚政治です。無罪のソクラテスが、人民裁判で死刑になりました。「デモクラシーは容易に衆愚政治に陥りやすい政治体制」です。我々が気をつけなければならないのは、「民主制でやっていけばいつも良い政治ができる」というのは誤りということです。「民主制は容易に衆愚政治に陥りやすい政治体制」なのです。

「その民主制のもとで、衆愚政治に陥らないようにするためにはどのようなことに気をつけたら良いのか」、知ることが大切です。18世紀後半から19世紀にかけてのイギリスの政治家・政治思想家のエドマンド・バークは「デモクラシーの下で、衆愚政治に陥らないためには、主権者である国民・住民の比較多数が、また国民・住民から負託された政治家の比較多数が自分の利益だけでなく、広く国のこと、次の世代のことを考えて行動したときに初めてデモクラシーのもとで、例外的に良い政治行政を実現することができる」、「もっともそのようなことはほとんど起きないだろうが」と言っています。

これは18世紀末から19世紀の話ですから、このころと比べれば現在21世紀日本は国民の知識レベルもあがっており、当時よりはデモクラシーの下で良い政治行政をする確率はあがっていると私は思います。ある論者は、デモクラシーさえあれば良い政治ができると書いていますが、そうではありません。自分の利益だけを国民が主張し、あるいは、国民の負託を受けた政治家が主張したら、良い政治などできるはずがありません。日本でもその兆候はあります。気をつけなければならないのは、「デモクラシーというのは容易に衆愚政治に陥る」ということを、デモクラシーを運用している国民、その負託を受けた政治家がきちんと理解していて、衆愚政治にならないように努力することです。

「経済の資本主義」も全く同じです。社会主義がつまずいたことの反面として、資本主義が100点満点のように言う人がいますが、間違いです。資本主義も欠点が多いシステムです。資本主義では格差問題が起こるのです。自由競争をするわけですから、1人の勝者と99人の敗者ができるわけです。当然格差は広がります。特に現代はグローバル経済ですから、グローバルに格差は広がります。資本主義にはそのような欠点があるのだということを、資本主義を運用する人たちが理解した上で、その欠点が肥大化しないようにだまされ運用していかないといけないのです。

「政治における民主主義」も同じです。「民主主義は容易に衆愚政治に陥る」ということを関係者が知った上で、衆愚政治に陥ないようにして初めて、及第点のとれるシステムなのです。「民主主義は衆愚政治に陥りやすいシステムだ。でもこれより優れたシステムを私は知らない。」というのはイギリスのチャーチルの言葉です。民主主義は欠点のあるシステムですが、ファシズムに比べれば、まだ良く、 Kommunismus に比べれば、まだ良いのです。人類はこれまでたくさんの政治システムを経験してきましたが、「デモクラシーは他の政治システムより多分まし」なのです。決して100点満点ではありません。民主主義を運営している国民が、私たちが、あるいは政治家が自分たちのシステムの欠点を理解してその欠点が肥大化しないように運営して初めて、まあまあ成績を残せるというものです。

ドイツナチスもデモクラシーからすれば何の問題もなかったのです。選挙で第一党になって、総統の地位に就き、ホロコーストを始めた。デモクラシーの観点から言えば何の問題もありませんが、衆愚政治の見本みたいなものです。

話を元に戻しますが、「憲法制定権力というのは主権者のこと」です。現在日本では、主権者は国民・住民です。日本で言うと1億2800万人、安城市で言うと17万人くらいでしょうか。1億2800万人の人全員で権力を行使するということはできないですね。17万人の市民全員で権力を行使するということはできない。

だから、誰かに委ねる、信託するわけです。安城市でいうとそれは、市長であつたり、市議会であつたりです。一番は市長でしょうかね。憲法制定権力・主権者は市民です。市民自身は17万人で権力を行使できないですから、市民が、それを市長に委ねるわけです。「委ねるときの約束事、それが憲法」です。無条件で委ねるわけではないですよ、「憲法の範囲内で権力を行使してください」、その約束事が憲法です。ですから、「こういうルールの下に権力の執行を認めますよ」「そのルールが守られている限りにおいて権力のつくるルールを市民は守りますよ」ということです。もし市長がそのルールを守っていないなら、過激な思想ですけれどもジョン・ロックなどは国民の抵抗権を唱えました。最初の約束事を破って権力を執行するのであれば、昔は王様ですから、そのような王様は殺しても良いという、革命権、抵抗権という思想になります。「権力者に権力を委ねるときの条件」「こういう条件で権力を委ねますという条件」が、「近代的意味での憲法」です。

聖徳太子の17条憲法は違います。これは権力者である天皇家が、どちらかといえば公務員に対して宛てた文書です。権力者が権力を行使するときに守らなければならないルールは1つも書いてありません。

「近代的意味での憲法とは、権力者が権力を執行するときの国民・住民との約束を定めたもの」です。そういうものを、これから安城市において初めてつくろうとしているのです。

憲法の議論に関して、日本国憲法には国民の義務はほとんど書いてありません。納税の義務、勤労の義務と、教育を受けさせる義務、3つです。思想、表現の自由とか、基本的人権とか権利ばかりが書いてあって、義務がないから日本人はこんな風になってしまったという議論がありますが、それは法律学、憲法学を知らない人の議論です。

憲法というものは国民に義務を課すものではないのです。憲法の中で国民の義務を定めてもらっても良いのですけれども、主従でいえば従の方です。「憲法の一番の基本は権力者に対する命令」です。例えば日本国憲法では地方自治体を置かなければならないと92条、93条、94条で定めています。憲法を変えないことには安城市役所を廃止できないのです。憲法で市長は直接公選、市議会も直接公選が規定されています。仮に議院内閣制のように市議会から市長を選ぶというふうにしたいのなら、日本国憲法93条を変えなければならないのです。「権力者が権力を振るときにこのような条件を守らなければならない」ということを書くのが憲法の憲法たる所以なのです。

安城市の憲法、自治基本条例をつくるのは市長が権力を行使するにあたって守らなければならない約束事を定めるものです。例えば、重要なことを決めるときに住民投票をしなければならないと自治基本条例に定めたとします。そう

すると、市長が市の行政をするときに重要なことについては、住民投票をやらなければならないのです。自治基本条例の名宛人は市長、あるいは市議会なのです。普通の法律とか条例は住民を縛るものです。しかし、憲法は権力者を縛るものなのです。ここが最も憲法と法律が違うところなのです。

「日本国憲法が権力者に対する命令」であるというのがよくわかるのは、権力を乱用させないための仕組み、権力分立の仕組みがあることです。権力者が権力を振るうときに、1人の人でやったら、乱用されるかもしれません。そこで日本国憲法では権力を2つに分けています。一つは、中央政府（セントラルガバメント）ともう一つは地方政府（ローカルガバメント）に分けています。権力分立の第一段階は地方分権です。三権分立はその後です。まず最初の権力分立は日本国の権力を中央政府、国と地方地方自治体に分けることです。第二段階の権力分立が中央政府についてはモンテスキューで知られるの三権分立です。立法は国会に、行政は内閣に、司法は裁判所に。地方自治体の場合は二権分立です。立法機能は議会に、執行機能は市長に。日本の場合は司法機能は全て国立の裁判所ですが、アメリカなどはカリフォルニア州立裁判所など州政府が三権を持っていますね。権力は1人の人がやっていると、自分でルールをつくって、自分で執行して、自分で裁判をしたら、自分に有利にしますよね。それは危険なので、権力を分けているのです。これを日本国憲法で書いています。

ではレジュメの1ページに戻っていただいて、5番の Why?ですが、「何故今頃か」ということです。戦後から60年経った今なのか。普通であれば、60年前に安城市の自治基本条例をつくらうという話になってもおかしくないと思われるでしょう。自治基本条例の最初は北海道ニセコ町のまちづくり条例でしょうか。8年くらい前でしょうか。戦後半世紀以上たった今頃、なぜ「自治体の憲法」という話が出てきたのかというのは、学説の発展、そしてそれを内閣法制局が採用したという事実があるからです。

レジュメ（注1）の「自治体の権力の源泉」というところですが、(a) これまでの判例、多数説は伝來說・制度的保障説という考え方に立っていました。それが、(b) 松下圭一という法政大学名誉教授が政府間関係説・二重信託論を発表して、それを西尾勝さん、大森彌さんなど行政学者が支持して内閣法制局が菅直人国会議員に対する質問でこの考え方を採ることを表明した。それから「自治基本条例」の話が出てきたのです。(a) これまでの多数派は、「主権者である国民が中央政府に全部一括して権力を信託」し、「その一部の権力を国が地方自治体に信託した」という考え方で、憲法学会では今でもこの考え方が多数説だと思います。この考え方においては、国民の信託を一度、国が全部受けるのであるから、国に憲法があればそれでよいのだというふうになります。

それに対して、(b) 松下さんが唱えた「政府間関係説」・「二重信託論」は違

います。彼は日本国憲法が日本人がつくったのではないことに着目し、英語の日本国憲法を一生懸命読みました。そして、原典である英語の日本国憲法には国ということばの使い方が2つあることに気付きます。state という言葉と government という言葉。ステイトという言葉を使うときは、国、中央政府のことをいうときで、ガバメントという言葉を使うときは、中央政府・地方政府両方を指すときに使われていました。日本ではガバメント、つまり政府というと東京霞ヶ関を思い浮かべます。しかし、世界的にはガバメントというと地元の市町村役場を思い浮かべるものなのです。

松下圭一さんはこれを踏まえ、「政府間関係説」・「二重信託論」を唱えます。国民は国防、外交、通貨など国家的なことについては、国・中央政府に委ね、地域的なことについては地方自治体に委ねているのだ。だから、国民 = 憲法制定権力は最初から2つのところに委ねているのだ。このような解釈を昭和50年代に唱えました。この時は圧倒的少数派です。しかし、徐々に賛同者が増え、行政学会ではもう多数派になっています。行政法学者の間でも結構良いところまでできています。憲法学者の間ではまだ少数派だと思います。

菅直人さんが、松下圭一さんの勉強をされて、内閣法制局にこのことに関して質問したのです。

日本国憲法で「行政権は内閣に属する」(第65条)と書いてありますが、そのことの意味としては、「中央政府の行政権は内閣に属する」という意味で、自治体の行政権のことはここでは規定していませんよね、それは第8章の地方自治のところに書いてあるということですよ、ということ菅直人さんが内閣法制局長官に尋ねられました。長官は、「おっしゃるとおり」、「行政権は内閣に属するというのは、中央政府において行政権が内閣に属する」ということを決めただけであって地方自治体も含めて、全ての行政権が内閣に属するとは定めていませんという旨、内閣法制局長官が答弁しています。その前提はこの「政府間関係説」・「二重信託論」です。

それ以降、国の有権解釈はこの「政府間関係説」・「二重信託論」です。このようになってくると、全国的なことは国に委ね、地域的なことは県・市町村に委ねると考えられます。全国的なことに対しては日本国憲法があります。では地方自治体は？直接国民から委ねられるわけですから、「自治体にも憲法が必要なのではないか」という学説が出てきました。まだ多数まではいいませんが、「二重信託論」なのだから当然、「自治体も憲法を持つべきだ」という議論が出て、松下圭一さんの熱心なファンである、ニセコ町長、今は民主党の国会議員ですが、この人たちからまず最初にやり始めました。そのため、政治学的にいうと、民主党系の市町村長さん、知事さんのところが「自治基本条例」をつくっていることが多いです。もちろん保守系、自民党系の人がつくっている

場合もあります。ただ、このような背景があるのでそうなっているということです。私は、自民党系であろうと、民主党系であろうと、つくれるものならつくったほうが良いと思っています。

民主党の菅直人さんが国会質問して、内閣法制局長官が答弁して有権解釈となったこの学説に基づいて自治基本条例・自治体の憲法というものがつくられたという歴史的背景があります。だから戦後半世紀以上経ってから、自治基本条例が議論になったのです。まだ、自治基本条例をつくっている自治体は少数です。二桁くらいでしょうか。それはこのように学説の進展があり、それを内閣法制局が採用したことによって、自治体も直接国民から信託を受けるのだという考えの下、そうであれば「自治体も最高規範が必要だ」という形で「自治基本条例」がつくられるようになりました。

レジュメ5番の Why?ですが、たとえば介護保険条例の介護保険料など市役所独自で決めますよね。県・厚生労働省が決めたら違法です。安城市の権限で安城市が決めなければなりません。

今、第一次地方分権改革が終わり、第二次地方分権改革をしようとしています。このような時代になって、「国・県への陳情・要望する」タイプの自治体ではいけなくなっています。顔を向く方向が逆なのです。今までは国・県に陳情してお金をたくさん貰ってくるのがえらい市長さんだとされていましたが、そうではなく、本来に戻って、主権者である市民の方に顔を向けて、市民と一緒に、市民との共存・協働の中で市のあり方を決める。自治体のあり方をそういうタイプに今から変えなければなりません。「自治基本条例」は市役所にとって、そういうことの1つの基盤ともなります。

市民にとっては、阪神淡路大震災でたくさんのボランティア、NPO が誕生し、また2007年問題でもある団塊の世代が定年退職し、まちに飛び出します。このような人たちのエネルギーを地域のまちづくりに繋げていけるような仕組みをつくる必要があるといえます。

次に6番の How ですが、どのようにつくるかということです。もちろん主権者である市民が権力者である市長等に委ねるルールが憲法ですから、当然市民参加でつくらなければならないですね。その内容はそれぞれの市ごとでいろいろあって良いのですけれども、これまでつくられたものだと一般的には、まちづくりの方向性ですとか、将来像が盛り込まれています。また、市民の権利ですとか、市政への参加権、市長・議会・職員の義務、責務、市民・事業者の責務、この市民・事業者の責務は近代的憲法では主従の従ですけれども、市長の義務、議会の義務、職員の義務だけでなく、セットで書いておくと良いかなというものです。

それから、住民参加の手続きや仕組み、住民投票の仕組み、市民協働の仕組

み等があります。これらは due process といいまして、米英法的な、イギリスとかアメリカで発達した手続法的な考え方です。

また、分野別の施策の方向性を入れる場合もあります。環境重視の姿勢を政策的にうたっているようですから、安城市における環境というのはこのような方針で行うのだという基本的な方針くらいは、この自治基本条例で定めておいて、その具体的な内容を環境基本条例でもっと詳しく記すというふうになると思います。あとは、他の施策・条例との関係や改正、見直しの手続きを入れる場合もあります。

続いて、自治基本条例制定後の自治体の体制ですが、自治基本条例は憲法ですから、一番の上位規範となり、この規範を受け、実現するために市の計画、基本構想や基本計画、実施計画を策定することになります。また法体系で言いますと、自治基本条例が上位にきて、それに環境基本条例や水質汚濁防止条例などが続く形になります。

最後に、団塊の世代に関して、(注2)と(注3)をあわせてお話ししたいと思います。

人々は、戦前は、「お国のために」命をささげてきました。その反動として、戦後、パブリックなことは国や政府にまかせて、個人は自分のプライベートのことだけをやっていれば良いというような「私」の「公」からの脱走が見られるようになりました。

戦後の日本が生み出したある種の象徴、典型が神戸の酒鬼薔薇聖斗のように思われます。親が団塊の世代、その子が第2次ベビーブーマー、神戸の郊外で事件はおきました。両親の書いた文章がありますが、パブリックのことは一切書いてありません。プライベートのことばかりです。自分は、自分の家族はということしか書いていないのです。これは団塊の世代のある種の典型を代表しているように思います。

「団塊の世代」の人たちは昭和22年から昭和24年に生まれ、大学闘争を経て、郊外に暮らします。郊外はみな平等です。旧来からのおじいさん、おばあさんはいません。神社もありません。誰もが平等です。団塊の世代の親は、昭和・大正生まれで、秩序重視で、人権無視の封建的社会をつくってきたが、そうではないのだ、戦後の我々は個人の自由、個人の個性を大事にするのだ、個人の自由や個性を大事にしない、自分たちの親のつくった価値観はダメだと、団塊の世代たちは考え、大学闘争等で壊してきたのです。しかし壊すだけでは世の中は廻っていきません。壊した後には、新しい秩序、ルールをつくらなければ社会は廻っていかないのです。

現在は大学でも、4月、5月など私語を注意するので大変です。授業崩壊がおきている大学もあるそうです。大学には「しゃべる自由」がある。「聞く自由」

がある。しかし講義室に入ったら、「聞く自由が優先する」のです。自由と自由は、権利と言い換えても良いですが、これは往々にしてバッティングするのです。バッティングしたときにこれを調整する原理がないといけない。講義室に入ったら聞く自由が優先するのです。だからしゃべってはいけないのだということ、大学生に説かなければならないのです。親の顔が見たいと思っけてしまいます。教育再生会議で「親学が必要」ということが話題になりました。漫画のようですが、残念ながら今の日本では恐らく親学が必要なのです。このような親なので、給食費、保育料、税金を払いません。その原因は、団塊の世代が誕生し、個人の自由・個性を大事にするようになったことと関係があるのではと考えています。

個人の自由・個性を大事にすることは大賛成です。しかし、自由と自由がバッティングした場合に調整が必要です。しかし、学生も親も、講義室に入るときに「聞く自由が優先する」ということが分からない人が結構いるのです。この人たちが住んでいるのは郊外である場合が多いです。郊外は過去からの伝統がありません。個人の自由・個性が大事なのであり、町内会にも入りません。幼稚園でも保育園でも子どもが大声を出しながら走り回ります。個人の自由を大切にしますから、そのまま小学校にあがります。第2次ベビーブーマーが小学校に入る頃「学級崩壊」が起こります。中学校に進学する頃「荒れる中学校」、成人する頃「荒れる成人式」です。その人たちが現在30代です。親になっているのです。これはあくまで仮説ですが、団塊の世代の価値観で子育てをする、あるいは子育てをしなくても（子育てをしなくても子は親の背中を見ていますから）その価値観、個性・自由を大事にして、秩序や規制を軽視、あるいは敵視する価値観が現代の様々な問題を引き起こしていると考えられるのです。

団塊の世代に育てられた子どもたちが今、親になって、この価値観で子どもたちを教育したら日本はもちません。21世紀の日本の大きな課題は家庭・地域社会を再建することです。これは地域にしかできません。しかし、思想・表現は個人の自由ですから市町村が直接やるのは憲法21条違反になる可能性が高いです。例えば町内会やNPOが中心となって、このようにしないと地域が廻らないですよ、ゴミ処理もやりたくないけれど、でもみんなでやらないといけませんよ、だから町内会に入らないといけませんよということ、住民同士で議論して、地域社会を再建するということをやらなければ10年後、20年度の日本はめちゃくちゃになって、社会の底が抜けるかもしれません。

集落によって違うと思いますが、このようなことも含めて、自治基本条例の中で地域のあり方について考えると良いと思います。例えば町内会に入らない人が多く、そのために非常にコストがかかるということがあんなら、フリーライダーでただ乗りしている人が、まじめに税金を納めている人の負担で問題を

解決しているということですから、不公平な社会と言えます。貧しくて、給食費を納められないというのではなく、払えるのに払わない人も結構います。この人たちはそれほど悪いことをしていると思っていない可能性が高いです。払う、払わないは個人の自由・価値観だから当然であり、そもそも税金を納めているのだから国・県・市町村が何でもやるべきだと考えている可能性が高いからです。でもあなたの納めている税金ではとても足りないのが普通です。このような人たちが親世代になっています。自治基本条例の中でも、このようなことを踏まえながら、地域について考えてもらいたいと思います。

【副会長】

ありがとうございました。本来ならば、質問したいこともあるかと思いますが、先生のお時間の都合がありますので、また、先生にお会いする機会もありますからその時にということをお願いします。ここで先生は退席されます。

いろいろ勉強になりました。これからも勉強は続けていかなければならないのですが、このような勉強をしながら、みんなでいろいろな知恵を出し合って安城市の憲法をつくっていくというのは少しわくわくするなという気持ちもあって、楽しみになってきたなと思いました。汗をかいて、勉強して、安城らしい条例をつくれるようにみんなで知恵を出し合っていけたらと思いました。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。協議事項(1)「条例策定体制及びスケジュール等について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料の5ページをお開きください。自治基本条例策定体制(案)でございます。今日お集まりいただいております、「安城市自治基本条例策定審議会」と、「安城市自治基本条例を考える市民会議」の両輪で自治基本条例の策定を進めてまいるといってまいります。「市民会議」につきましては、条例の素案をつくっていただきまして、市長に中間報告・提言をしていただきます。それを受けまして、市の内部でもいろいろ検討をさせていただきます。一方、この「策定審議会」におきまして、最終的には、提言の出てきました条例案につきましても、いろいろ交通整理をしていただく。加えまして先ほど自己紹介の中でもございました通り、「市民会議」の皆さん3名もこの「策定審議会」に入っておりますので、情報交換をしながら策定を進めていただく。市長への答申が終わった段階で、これを最終的にパブリックコメントにかけ、議会に上程していく。「市民会議」と「策定審議会」の両輪で進めてまいりたい、このような考え方であります。「市民会議」につきましては既に12月からスタートしております。6ページをご覧ください。(仮称)安城市自治基本条例の策定スケジュールでございます。平成19年度を見ていただきますと、2月に「策定審

議会」の諮問、今日でございます。「市民会議」は12月から月2回程度で既に動いております。また12月には教育センターを会場にいたしまして、市民、市議会の皆さん、職員を対象に明治大学の牛山教授の講演会を開催させていただきました。平成20年度に入りますと、「市民会議」につきましては引き続き月に2回程度開催させていただく予定です。「策定審議会」につきましても、「市民会議」で素案がまとまり次第随時開催を重ねていただくという予定をいたしております。また、年度の途中にはフォーラムということで、対市民向けに、今このような形で作業を進めているということと、「市民会議」のワークショップの活動を中心に報告をさせていただこうということにしております。この全体スケジュールにつきましては、あくまでも順調に進みましたらということですが、10月くらいに素案が完成して、「策定審議会」で答申できたら、11月にパブリックコメントをかけたいと思います。パブリックコメントの結果を1月の「策定審議会」に報告いたしまして、修正すべきところを修正していただき、平成21年の3月議会に上程するという予定をいたしておりますが、これはあくまでも順調にいったらということとございまして、「市民会議」の議論が大変盛り上がり、この「策定審議会」でいろいろなご意見をいただいたりし、このスケジュールの通りに進まないということも考えられます。このことについてはご理解いただきたいと思います。最終的には、周知期間も踏まえまして平成21年の9月くらいに施行できればというスケジュールになっております。21年につきましては、市民への周知が必要であるということで、フォーラムなども開催してまいりたいと思っております。それから、最後でございますが、この「策定審議会」につきましては、事前に申出がございました場合は傍聴は可能とさせていただきたいと思います。また、議事録の要約につきましては公開させていただきたい、このような考え方でありますのでご理解いただきたいと思います。

【副会長】

事務局より、策定体制、スケジュールについて説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

質疑がないようですので、これで打ち切ります。では、策定体制、スケジュール、審議会の公開につきましては、事務局の説明の通りでよろしいでしょうか。

《了承の声》

【副会長】

了承の声がありました。では、事務局案で今後進めることとしてよろしいでしょうか。再度確認します。

《了承の声》

【副会長】

では、今後、事務局案で策定体制、スケジュールを進めさせていただき、審議会は事前に申し出があれば傍聴は可とし、議事録の要約は公開していくこととします。

続きまして、協議事項（２）市民会議の協議内容について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

今回、本市の自治基本条例を策定するにあたり、市民と行政と協働でつくりあげていくということで、平成19年10月15日号の広報あんじょうで市民会議に参加していただく方を募集させていただきました。その結果、24名の市民の方の応募がございました。この24名の市民のみなさまと、11名の市の中堅職員とで構成します「安城市自治基本条例を考える市民会議」におきまして、平成19年12月14日と平成20年1月21日にワークショップを行っております。その内容につきまして、今回の審議会の委員でもございます、市民会議代表の杉浦武雄委員からご説明お願いいたします。

【委員（市民会議代表）】

私からご説明させていただきます。先ほどの事務局からの説明にもございましたように、「市民会議」は2回開催させていただきました。従来の「市民会議」の進め方は、事務局が用意したものについて、それはどうかということをお話し合うことが多かったように思いますが、それでは発言者が固定してしまうのではないかとということで、中京大学社会学部で講師をされている方にファシリテーターとして中に入ってもらい、会議のあり方、これからまず新しいやり方を勉強しようではないかとということで、それぞれの自己紹介をしながら、発現を規制したり、こんなことを言ったら市民会議の委員として恥ずかしいなというようなことを排除して、安城市において良かったこと、悪かったことをありのまま、率直に出し合いました。それから、市の職員を含め35名のメンバーから、市民会議に参加した目的、参加してこれから自分が成し遂げたいこと、どのようなことがこれからの安城市の自治基本条例の制定に際して必要なことか、それぞれの思いを発表していただきました。具体的な結論は出ておりませんが、市民会議のメンバーを見させていただきますと、若干、地域に偏重して

いるかな、あるいは特定の団体に偏重しているかなという向きもあろうかと思
いますので、そのあたりで欠けているところを「市民会議」として、この「策
定審議会」の皆さんにご提案申し上げていきます。また、そのような団体に入
っておられる方もあろうかと思しますので、そのあたりは広く吸収していただ
いて、行政の基本であります、公平・公正・平等、これをひとつの基本の理念
としまして、先ほど昇先生がおっしゃいましたように、すばらしい安城市の自
治基本条例の策定に向かって、大勢の市民の意見、総意を結集しまして、我々
は条例の策定に参加してよかったな、愛知県に誇れる、あるいは全国に誇れる
安城市民であるな、このようなすばらしい条例を策定するのを目標としまして、
35名のメンバーがそれぞれの立場で意見を発表していきたい、このように思
っております。高齢者の方には、何故このように幼稚園のやるようなことをや
るのだ、早く本論に入れ、とおっしゃる方もいますが、まずメンバー自身が、
本当に素直な気持ちになって、心を開く、これがこれからの会議として大事な
ことではないのかなということもありましたので、そういった形の中で、我々
はあくまで市民会議のメンバーとして、すばらしい条例案を審議会にご提案で
きるような環境、それぞれ皆が自発的に意見が言えるような会を持っていき
たいと思しますので、これからも市民会議のあり方についても、皆様方のほうか
ら積極的なご助言、あるいはご指導いただけたらありがたいと考えておりま
す。3回目の会議を2月14日に予定いたしておりますが、ぼちぼちメンバー
それぞれの考え方が出てくるかと思いますが、そのようなことも大事にしながら
進めていきたいと思っております。今、私が申し上げた中で、言いもらしたことも
あろうかと思しますので、同じく市民会議代表の2名の委員から補足いただき
たいと思っております。

【委員（市民会議代表）】

市民代表の榊原と申します。市民会議のメンバー35名ですが、それぞれい
ろいろな分野で活躍されている方々が、それぞれの思いで参加されています。
だんだん皆さん打ち解けてきまして、多種多様な意見があがってくるのですが、
良いまちをつかっていきたい素直な思いがあがってきているのかなと参加して
いて感じます。この策定審議会のご意見を聞きながら、市民会議が良い風に進
んでいくように、うまく橋渡しができるよう努めてまいりますのでよろしくお
願いします。

【委員（市民会議代表）】

市民会議はワークショップ方式を進めておりまして、全員が、みんないくつ
か意見を提出して、それをまとめていくという形を取っております。静かな人
も、大きな声をあげて意見を言う人も、それぞれの考えを同じように取り上げ
てもらっています。また、それを最終的にまとめて、資料として送っていただ

いておりまして、それを読んで次の回に望むことができ、その場で聞きもらしたことや、考え込んでいて落としてしまったことも、後から見たり、考えることができ、会合の時間そのものも充実した、楽しい時間となっていますが、帰ってからも皆さん全員の意見を改めて知ることができ参考になっており、良い会合になっております。

【副会長】

市民会議の内容について3人の委員から報告がありました。質疑がありましたら、お願いします。

何かございますか。

かなり、詳しくご説明いただきましたので、みなさん様子が分かったかと思いますが。

【委員】

イントラに既に載っているのがそうなのでしょうか。数日前にホームページを見ていた際に、安城市の良い点、悪い点などを表にまとめたものが、どこかのホームページに載っていたと思うのですが。あのよう公開していくのですね。私の記憶が間違っていれば訂正したいと思います。

【事務局】

市民会議の活動内容につきましては、既に伊藤委員がご覧になっているようですが、随時ホームページにお載せする予定ですので、その活動につきましては、ホームページ等ご覧いただければと思います。

【副会長】

その他ございますでしょうか。では特に質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。これで、本日の協議事項を終わらせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。では、事務局にお返しします。

【事務局】

皆様には長時間にわたりご審議賜りましてたいへんありがとうございます。先ほど、スケジュールの中でもご説明いたしましたように、次の策定審議会は、市民会議の進行にもよりますけれども、概ね5月頃を予定いたしております。また決まり次第、連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。本日は大変ありがとうございました。